

第 2 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 4 月 2 3 日 (金) 1 3 時 3 0 分

場 所 瀬棚町町民センター

第2回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年4月23日(金) 13:30～15:23 場所:瀬棚町町民センター

1. 会議録署名委員の指名について
付議事件の報告
2. 檜山北部3町合併問題協議会調整内容説明
3. 協議第1号 合併の方式について
4. 協議第2号 合併の期日について
5. 協議第3号 新町の名称について

○出席委員

大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑 實	委員	大野忠勝
委員	佐々木陸郎	"	成田直彦	"	濱口敬子

瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口勝利
委員	笠原誠作	"	用名要一	"	新保静夫
"	工藤芳江				

北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	"	中山修身	"	中島勝則

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋(代理出席 地域政策課主幹 松本賢一)

○欠席委員

委員	朝倉 満(大成町)
"	石川文枝(北檜山町)

○幹事

副幹事長	小林義悦	幹事長	福島一臣	幹事	越野邦夫
------	------	-----	------	----	------

幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣 “ 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

それでは、ただいまから第2回の檜山北部3町合併協議会を開会いたします。

本日の出席委員は19名でございまして、それと代理出席が1名でございます。欠席届出が2名でございます。本日の会議は定足数に達しておりますので、直ちに会議に入らせていただきたいと思います。

会長あいさつ

(道高事務局長)

それでは、内田会長から一言ごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆さん、こんにちは。皆様方には大変お忙しいところ、第2回の檜山北部3町合併協議会にご出席をいただきましてお礼を申し上げます。

なおまた、先般の瀬棚町議会議員選挙で見事当選されました3名の委員の皆様方に、改めてお喜びとお祝いを申し上げます。今後ともまたひとつ、この本協議会にご協力をお願いを申し上げます。

第1回目のときにも申し上げましたけれども、この合併協議会というのはそれぞれ委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、後悔のないような、そしてまたそれぞれの町民の皆様方に本当に合併をしてよかったと言われるような、信頼されるような、そんな合併に向かって進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。これから何回かの会合の中で、いろいろなご意見を拝聴することは、これは当然でございますけれども、できれば最終的にはそれぞれ3町の合意を得られるような、そういう協議にしていきたいと思いますというふうに思うわけでございます。

それでは、ただいまから早速協議に入るわけでございます。どうかひとつよろしく願いを申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、議事に入りたいと思います。規約第10条第2項によりまして、会長が議長となっておりますので、それでは会長、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それでは、ただいまから会議を進めてまいります。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

まず日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、斎藤洋一郎委員と大野忠勝委員を指名をいたします。

付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

事務局、説明をどうぞ。

(道高事務局長)

それでは、お手元にきょう差し上げました第2回檜山北部3町合併協議会議事日程の2枚目をお開きいただきたいと思います。

第2回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。会長から提案のあった事件は次のとおりである。

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 合併の期日について

協議第3号 新町の名称について

協議第4号 事務所の位置について

協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第8号 地方税の取扱いについて

協議第9号 一般職員の身分の取扱いについて

協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

協議第12号 条例規則等の取扱いについて

協議第13号 組織及び機構の取扱いについて

協議第14号 町・字の区域、名称の取扱いについて

協議第15号 慣行の取扱いについて

協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについて

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて

協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第19号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第20号 国民健康保険制度の取扱いについて

協議第21号 各種事務事業の取扱いについて

協議第22号 新町建設計画について

以上のとおり報告する。平成16年4月23日、檜山北部3町合併協議会議長。

以上でございます。

(内田会長)

これで、付議事件の報告を終わります。

檜山北部3町合併問題協議会調整内容説明

(内田会長)

続いて日程第2、檜山北部3町合併問題協議会における調整内容の説明を行います。

この調整内容につきましては、既に委員の皆様方もご承知のことと思いますが、任意の合併問題協議会でこれまで調整された内容について、この場において改めて説明をさせていただくものでございますので、ご了承のほどお願いを申し上げます。

事務局より説明をいたさせます。

(道高事務局長)

議案でお送りいたしました「調整内容に関する説明資料」をお開きいただきたいと思います。その1ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

檜山北部3町合併問題協議会調整の内容一覧表でございます。協議番号から協議項目、調整の内容、確認年月日というふうにならば上の行に入っております。

まず、協議番号第1号で、「合併の方式について」でございました。これにつきましては新設合併とすると、対等の関係で新町を設置するというところでございまして、新設合併とするというふうな調整の内容を行っております。確認年月日が平成16年1月22日の協議会で確認し合ったものでございます。

続きまして、協議番号第2号、合併の期日について。調整の内容でございまして、合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに活かしていくため、法適用期限である平成17年3月末の合併を目指す。ただし、今後の法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を目指すこととする、というものでございまして、現在、国会に提案されておりますけれども、この合併特例法の一部改正で、経過措置として平成17年3月31日までに各町議会が議決いたしまして、そして道知事の方に合併を申請して合併特例法の財政優遇措置を受けながら、そういう経過措置を受けて18年の3月31日までに合併をする、というふうな内容でございまして、これが調整内容となっております。

それから、協議番号第3号でございまして、新町の名称について。新設合併の考え方を原則として、法定協議会に新町名称検討小委員会(仮称)を設けるなど、公募も含めた新たな町にふさわしい名称を幅広く検討する、というものでございまして、これは平成16年2月20日に確認をしております。

それから、協議番号第4号です。事務所の位置についてでございました。調整の内容ですが、北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とする。この確認が16年2月20日に確認をしております。

それから、協議番号第5号です。財産の取り扱いについて。調整内容ですが、3町の所有する財産、

これは土地、建物、基金等でございますが、それから債務及び公の施設はすべて新町に引き継ぐものとする。基金については、その趣旨・目的に応じて統合し、新町においてその取扱いは調整する。これは確認が16年2月20日でございます。

次、協議番号第6号です。地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて、でございます。

調整内容ですが、旧町ごとに新町村合併に関する新法等の制定に基づく地域自治組織（特別地方公共団体タイプ）を設置する。合併特例区のことを言っておりますけれども、そして旧町ごとに合併特例法に基づく地域協議会を設置する。この確認が平成16年1月22日に確認をしております。

続きまして、協議番号第7号です。議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて。調整内容ですが、3町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新町の議会の議員として在任する。この確認が平成16年3月25日でございます。

次、2ページ目でございます。協定項目第8号、農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて、でございます。新町に一つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。合併後の選挙委員の定数は法定定数とする。この確認が平成16年2月20日に行っております。

次、協定項目第9号でございます。地方税法の取扱いについて。調整内容ですが、3町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人町民税については、次のとおり取扱う。

ア 個人町民税均等割は、標準税率を適用する。

イ 納期は瀬棚町の例による。

(2) 固定資産税の納期については、瀬棚町の例による。

(3) 特別土地保有税免税点については、北檜山町の例による。

(4) 入湯税については、次のとおり取扱う。

ア 税率は、宿泊客に標準税率を適用する。入浴客は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併後3年間は不均一課税とする。

イ 課税免除は、類似団体を参考に合併時に調整する。

(5) 納税奨励金は廃止する、ということでございます。確認が平成16年3月25日に行っております。

協定項目第10号で、一般職員の身分の取り扱いについてでございます。

(1) 3町の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

(2) 新町の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化から調整し、統一を図る。

(4) 給与については、国給料表を基準とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。この確認を平成16年2月20日に行いました。

続きまして、3ページ目でございます。協議番号第11号、特別職の身分の取り扱いについてでございます。調整の内容です。特別職（助役、収入役）及び教育長の身分の取り扱いについては、法令等の定めるところにより調整する。特別職、教育長、議会議員の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。審議会・委員等の附属機関の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。ただし、公平委員会は檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。この確認が平成16年2月20日でございます。

続きまして、協議番号第12号です。条例、規則等の取り扱いについてでございます。調整の内容ですが、条例、規則等の取扱いについては、合併協議会において協議された各種事務事業等の調整内容に基づき統一を図り、新町の事務事業に支障を来さぬよう整備するものとする。整備方法は、「条例規則等の整備方針」に基づき調整を行うものとする。確認が平成16年2月20日でございます。

続きまして、協議番号第16号、広域連合、一部事務組合等の取り扱いについてでございます。調整の内容でございますが、檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。財産の取り扱いについては、合併時までに関係町と協議して決定する。

一部事務組合（檜山広域行政組合、北部檜山衛生センター組合）は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

一部事務組合（狩場葬斎組合）は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。

共同設置機構（檜山管内公平委員会）は、合併の日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。

土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。ということでございまして、この協議項目の確認については、檜山広域連合について、今金町の動向を見ながら協議するということでありまして、確認は行っておりません。継続協議ということになっているところでございます。

続きまして、協定項目第17号です。協議項目、公共的団体等の取り扱いについてでございます。調整の内容です。公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの自主性を尊重しながら統合するよう努めることとする。

3町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。

3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めることとする。

3町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。

国、北海道等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

各町独自団体は、原則として現行のとおりとする。確認を平成16年2月20日に行っております。

続きまして、協定項目第25号ですが、病院及び診療所事業の取扱いについてでございます。調整内容ですが、病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。なお、病院については、利

用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。病院及び診療所の使用手数料については、合併時に統一する。確認を平成16年3月25日に行っております。

それから、協定項目第35号でございます。これは教育・文化・スポーツ事業の取扱いについての中で、町立高校、大成と瀬棚にあります町立高校の取り扱いについて協議を行っております。これにつきましては、法定協議会において少子化に伴う生徒数の減少、公立高等学校適正配置計画等の動向を見据えた検討を行う、ということで確認をそれぞれ行われたところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

ただいま事務局の方から説明がございました。これはご案内のとおり、本年の1月22日から3月の25日にかけて任意協議会の中で検討されたものでございます。

それでは次に、日程第3、協議第1号に入るわけでございますが、その前に委員の皆さま方に協議案件の進め方についてご了承いただきたいと思っております。

ただいま付議事件として提案されました協議第1号から協議第22号までの事件については、協議会において順次協議検討を重ねながら調整内容を決定することにいたしたいと思っております。また、協議の進め方については、事務局で協議項目に対する説明資料が整ったものから協議を行って、十分議論するよう時間をとってまいりたいと存じますので、このような方法で取り進めてよろしいか、お諮りをいたしたいと思っております。

いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(内田会長)

それでは、異議なしの声がございましたので、そのように取り進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

はい、どうぞ。

(平田副会長)

ただいま議長の協議の進め方については特段ご異議ございません。ただ、先ほどの日程第2で説明がありました任意協での調整内容の内容について、この法定協でどのようにこれを取り扱っていくのかということについて発言させていただきたいと思っておりますが、この任意協での調整内容につきましては、約1年間、11回にわたってこれを慎重協議してここに調整されたものでございます。ちょっと瀬棚の例を申し上げて申し分けありませんが、今までこの協議内容あるいは調整内容に基づいて瀬棚の場合には、議会の特別委員会や町の合併検討協議会、また町民との懇談会、こうしたものでこれに合わせて今まで議論を重ねてきたというのが実態でございますので、この任意協議会の

調整内容、これをひとつ法定協議会の原案としていただいて、そしてこの法定協議会でさらに広範な角度から改めて協議をしていくというような形でこれを進めていただきたいというのが、私としての意見でございますので、この点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(内田会長)

ただいま平田副会長の方から、つまり先ほどお話ししましたとおり、任意協議会の中でこれ議論してきたわけです。それを法定協の中で原案としてひとつ協議していただきたい、というようなご提案でございます。これにつきまして皆さん方のご意見を伺ひたいと思ひますが。

(柳田委員)

今、私どもの町長からお話ありました。私も昨年の2月25日から任意協に参加させていただいて、とにかく合併は複数の自治体が一つになって活動を統合していくことであるから、あらかじめよほどの手だてを講じておかないと合併後は中心地志向の政策で統一化が図られて、それまで基礎的自治体であった各地域、特に周辺地域は寂れやすいということを考えれば、やはり任意協の調整内容というものは、これをはるかに長時間、また長期間にわたって議論されてきたことであって、言いにくいことも言い、聞きにくいことも聞きながらやってきた、その結果、この法定協に上がってきたわけでございますので、今、平田副会長が発言したとおり、やはりこれを原案としてこれから法定協の中で論議していただければありがたい、そのように思ひます。

(内田会長)

ただいま柳田委員の方から、平田副会長の提案どおり、この任意協議会の中の協議を、原案としてこれから協議していただきたいというような賛成の意見でございますけれども、ほかにございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員)

確かに、任意協で具体的に練られてやってきたわけですから、原案として検討するにはやぶさかではないのですが、しかし、この合併の問題を議論するに当たって私は大前提があると思ひますのですよ。つまり、今の時点では3つの町でということで協議を進めるのですが、現に任意協の段階でこういったダイジェスト版も出て、最初の方を見ますと、どこの町にも当てはまりそうなことばかり書いているのですが、しかしこれの中には具体的な財政のシミュレーションも出ておりますし、しかしそういう点でとにかく、まちづくりの大ざっぱなものであっても、やはり先に一つ見えてこなければ議論していく上で非常に不十分なものになっていくと思ひますのです。ですから、私は少なくとも最初の段階で、きちんとこのダイジェスト、報告が出されるに至った中身について、この場にきちんと報告するべきではないかというふうに思ひますのですよ。これまでの任意協議会は、町長さんと議長さんの段階でやられてきましたから、今度はいろいろ各界の代表の方も出てきておりますし、

その点での配慮が必要ではないのかなというふうに思います。

(内田会長)

確かに、これはあくまでも、原案をそのとおりということではないのですよね。原案の中を、原案を通じて協議し、それをやはりそうした改革すべきところは、問題となるところは、その委員の皆様方で協議をしていただいて、そして合意を得たならば、それはまた新しい案で協議をするというようなことではございますので、どうしてもこのとおり、任意の協議会で決めたことをこのまますんなりといくということではございませんので、ただ参考としてこれを、いわゆる原案としてこれをたたき台としてこれからひとつそれぞれ委員の皆様方のご意見をいただきたいというようなことではございますので、決してこのとおりに進めるということではございませんので、その点一つご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

このとおり進むとは思っておりません。しかし、こういうものが出たということは、それなりのきちとした根拠を持って出されたわけですから、やはりこの全体の場でそのことについては報告した方が、これからの進める上でもお互いに共通理解に立てるのでないのかなと、こういう立場で私は発言しております。

(内田会長)

これは、ダイジェスト版ができたということは、それぞれ3町でもって今まで協議をしてきたわけです、任意協議会の中で。それで、町民の皆様方には当然、その内容についてはどうなのかということも、なぜ合併なのか、そして合併をしたときのメリットはどうか、またデメリットはどうかということ町民の皆様方に広く知っていただくというようなことから、本来ならば、これはもう少し早くこうしたダイジェスト版を配布するのが当たり前なはずですが、ご案内のとおり、以前は北部4町の中で議論してきたのですが、それが1月22日に今金町の脱退ということでできなかつた。したがって、やはり一日も早くこうしたものを町民の皆さん方に知らしめていくということが大事ではなからうかということの中で、このダイジェスト版というのをつくったということではございます。したがって、これらについて、それぞれ、それがいいのか悪いのかということは、今言ったようにこれから始める。とにかく今日で2回目ですから、これから来年の3月31日までの中でまだ期間があるわけですから、それを一つ一つ議論をしていただいて、いいものはいい、そしてまた改革すべきところは改革していくというようなことで、これから話を進めていかなければならないのではないかなと。

これは今、事前に報告すべきでないかというようなご意見ですけれども、あくまでもそれぞれ3町の町民の皆さん方に内容をちょっと知らせるというように配布したわけではございますので、その点についてひとつ、いろいろご意見があると思うのですが、ご理解いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

それでは、これからの日程の中で、どういう場で具体的にこれが検討されることになるのか、明確にさせていただきたいと思います。

(内田会長)

ちょっと今、事務局の方から説明させます。

(成田事務局次長)

事務局の方から若干説明をさせていただきたいと思いますが、実は前回、第1回目に委員の皆様にお示ししましたまちづくりプラン(案)というのがございました。あれが実はこのダイジェスト版のもとになったものなのです。そのまちづくりプランの内容を縮小しましてリストアップして出したものが、今回のダイジェスト版ということでございまして、1回目に若干でございますけれどもご説明をさせていただいたところでございます。ただ内容につきましては、当然、任意協議会でつくっておりますので民間の方々のご意見が入ったものではございません。また内容的にも、検討事業ということで事業についても確定をしているものではございません。それで、実は事務局の考えといたしましては、今後作成される新町の建設計画がございまして、あれの基礎資料としてそのまちづくりプランを活用していきたいということでございまして、そのときにそのダイジェスト版も一緒にご協議していただければということで考えております。

(佐々木委員)

今、事務局の方から、最後のところで新町の建設計画のことをお話しされました。実は私たち一番先に考えていかなければならないのは、その部分だというふうに思うのですよ。その議論から、本来、私は合併の問題というのは入っていくべきだというふうに思うのです。ところが、例えばこの議案を見ましても、新町の建設計画、大事さの順番でそれに従って羅列したものではないというふうに思うのですが、しかし、協議事項の22番目にそれが、一番大事なことがなっていると。これでいかなものかな、という疑問すらずっと持ってきていたものですから、なおさら今話したような感じを持ったのです。これは正直な気持ちですから。私、町民もそうではないのかなと、少なくとも大成の町民の場合には。私、瀬棚、北檜山についてはまだよくわかりませんが、そういう感じをもっています。以上です。

(道高事務局長)

今、事務局の成田の方から話しましたが、今、委員さんの方からおっしゃられたように、22番目ということですが、これは最後ということにはならないわけです。事務局の考え方としては、次回のときに建設計画についての提案をしたいと。いずれにしてみても、前回プランとしてお渡ししましたこれが一つのたたき台ということ、前回第1回目のときに議案として「新町建設計画策定

方針について」ということで、これを説明いたしました。これについてご承認をいただいております。これに従いまして新町建設計画をつくっていきたいということでございますので、次回の方で素案、プランのたたき台として提案して、早速作業に進めていかなかったら、なかなか間に合わないことでございますので、そのように事務局としては考えておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いしたいと思っております。

(大野委員)

任意協でのと原案が示されているということで、確かに、今の会議の方法は、瀬棚町の平田副会長から説明があったのですが、これについては、例えば議会の議長さんあるいは行政のトップがこういうテーブルを囲んでこういう原案をつくったわけです。会長も、原案どおりにはいかないところがあるね、と先ほどおっしゃっているのですが、なかなか我々にとっては、行政マンのトップと議長が原案を練ってオーケーしている部分が結構あると思うのです。ですから、これを覆してしゃべるとするのは、私議員ですけれども、なかなか厳しいなという気持ちはあるのです。その中でも会議には従いますけれども、言いたくない部分は結構あるのではないかなと私自身思っているのですよね。だから、会議の進め方には従いますけれども、そういうことで皆さん理解しているのかなという部分がございますので、その辺私も、前段に言いましたけれども、会議の進め方には異存ございません。ただし、こういう決めたことをさっき言っているのですが、なかなかね、ということがございますから、その辺気をつけながらあれしたいなと思っているのですが、原案どおりにはいかないと思っておりますけれどもね。その辺ひとつよろしく願いいたします。

(平田副会長)

私がちょっと提案いたしましたので、その趣旨、考え方について若干ちょっと触れさせてもらいますが、単純に調整内容を文章化すると、これだけになってしまいます。現実の問題として、こんな議論でこうなったわけではないわけでございます。特に、大変だなという意味合いから私が提案させてもらったのは、今日も三つほど提案されている内容がございますが、見ましても白紙に近い状態にあります。ところが、これは議論していく中には相当事務的であり、そして法律的な問題もたくさん出てくる問題もございますので、そうした意味で、例えば地方税の取り扱いについてここに羅列してあるような、こういう項目をまず取り上げておかなければ、どこから協議していいのかというのが大変だろうというような意味で、ひとつこれをたたき台の原案にして進めてもらえれば、案外協議しやすいのではないかと、そんな考え方で提案したということをご理解いただきたいと思います。

(内田会長)

今、大野委員さんの方から、町長や議長が決めたものになかなかそれを覆すことができないというようなことが言われましたけれども、全くそれは私は違うと思うのですよ。そのための今日はこういう協議会をつくったわけでございますから。その内容について、いいか悪いか。そしてまた、

これはさっき言ったように、いいものはいい、改革すべきところは改革すべきだ、というのが、これはもう委員の皆さん方の協議によって変わっていくわけです。

それで、先ほど佐々木委員さんの方からも、22号の新町の建設計画というのが一番最後にあるということをおっしゃいましたが、これも、先ほど私が説明しましたが、事務局で協議項目に対する説明資料が整ったものから協議を行って、十分議論したいというふうに私言ったわけですから、例えば、今委員の皆さん方で、やはり新町の計画というのは早くやるべきだということになりましたら、事務局の方からそういう提案を生かして、ご意見を尊重しながらそれを先に持っていくということも可能なわけですから、そのためのいわゆる協議会ですから。もう既に任意の協議会で決まったものは、もうそのなかなかだというようなことだけはひとつ、そういう考えは破棄していただきたい。これはもうそのための協議会ですから、そうでなかったらわざわざこういう協議会をされることもないですから。ただ、一つの案としてこういう案を出したわけですから、決してこの案が正しいということで私らは思っていないのです。それを皆さん方に審議をしていただくということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。以上です。

はい、酒井委員。

(酒井委員)

この22号の新町建設計画、これについては、先ほど委員からお話ありましたように、やはり早い段階で出していただく段取りが必要かと思っております。

それから、平田副会長さんから提言されました任意協の取扱い、これについても長い時間をかけながら慎重に協議された中身だと思っております。したがって、協議案として出たときにその都度、それについての原案としてのいきさつ等についていろいろと提言していただきながら、この協議会でそれらの意見を尊重しながら十分に練っていくと。そういう二段構えをやっていただければ、それなりにその原案としての価値観というのが、また十分に生かされてくるのかなというふうに思っておりますので、そのことについては、私としては大変結構ではないかというふうに思っております。

(内田会長)

はい、真柄委員、どうぞ。

(真柄委員)

私もこれはたたき台という意味だけではなくて、原案というところとちょっとあれなのですけれども、たたき台としては、やはり任意協できょう現実問題として資料説明を受けまして、考え方の問題として最低限これはクリアしていかないと、形としてのきちとした合併に向かっていけないという意味での指標としては、非常に参考になるものですし、話の柱にはしていかなければならないと思っておりますので、先ほどの平田副会長の提案に対しては私もある意味で進行上もいいのではないかなという気がします。

あと、これは考え方が逆という意味ではないのですけれども、どっちが逆か先かわかりませんけ

れども、こういう議論を通して最終的に新町まちづくりプランをいかにこの法定協でつくり上げていくかということが最大の課題だと思いますので、こういうことの積み重ねを各自、私たちも含めて、また今日から一つ一つの議題ごとに練り上げていかなければならないという覚悟でありますので、その辺についての配慮というのはやはり事務局の方からも、その都度具体的に、なおかつ速やかに、資料があればできるだけ早く提出していただくということをお願いしたいと思います。

(内田会長)

大変、皆様方から貴重なご意見を伺ったわけでございます。そうした中で、今日はそれぞれ皆様方のご意見を尊重し、またそれを参考にしながらこれから取り組んでまいりたいというふうを考えております。この問題について、ほかにご意見ございませんでしょうか。いいですか。

それでは、また後ほど協議の中で、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

協議第1号 合併の方式について

(内田会長)

それでは早速、協議第1号 合併の方式を議題としたいと思います。職員に議案の朗読と協議項目、合併の方式に関する資料の説明をいたさせます。

どうぞ、事務局。

(成田事務局次長)

協議第1号 合併の方式(協定項目1)。合併の方式について、次のとおり提案する。

平成16年4月23日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

それでは協議第1号、合併の方式について説明をさせていただきます。

お手元に配付しております協定項目に関する説明資料という横版がございます。こちらの方をお開き願いたいと思います。

まず、資料の1ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

それでは説明をさせていただきますが、まず1ページでございます。地方自治法第7条の規定による「市町村の廃置分合」は、分割・分立・合体及び編入の4種類がございます。

(1)の分割とは、一つの町を廃止しまして新たに二つ以上の町を置くことをいいます。

(2)の分立とは、一つの町の一部の区域を分け、その区域に新しい町を置くことをいいます。

(3)合体とは、二つ以上の町を廃止して一つの町を置くことをいいます。

(4)編入とは、一つ以上の町を廃止して、他の町に加わることをいいます。

次に、市町村合併特例法第2条第1項における合併の形態はと申しますと、二つの方法があります。一つは「新設合併」です。新設合併は、二つ以上の町の全区域または一部をもって新たな町を置くことで、町の数の減少を伴うものであります。図で示しておりますが、合併前はA町とB町がありますが、合併後は新たなC町を置く方法でございます。新設合併の場合は、合併に関する町がすべて廃止されるため、新たな町の名称を定めることとなります。また、新しい事務所の位置も定

めなければならないこととなりますが、事務所の位置の決定過程において、住民の利便性を考慮しながら決定することも必要でございます。合併関係町の財産や債務は原則的に新町に引き継ぐこととなります。

二つ目としまして、「編入合併」です。編入合併は、一つ以上の町をなくして、町の全区域を他の町に組み入れることでございます。新設合併と同様に、町の数減少を伴うこととなります。合併前はA町とB町がありますが、合併後はB町をA町に組み入れ、A町を残す方法となります。編入合併の場合は、新町の名称と事務所の位置につきましては、編入する市町村の名称や事務所の位置とすることが多いようです。合併関係町の財産や債務は編入する町が引き継ぐこととなります。

2ページをお開き願います。

3.「合併の主な相違点」ですが、法人格は、新設合併の場合、新町として新たな法人格が発生することとなりますが、編入合併の場合は、編入する町、編入を受けることとなりますけれども、編入する町が法人格を継続することとなります。

次に、合併市町村の名称につきましては、新設合併は新たな法人格となることから、新たに定めることが必要となります。編入合併は一般的には編入する町の名称となります。

次に、事務所の位置でございますけれども、事務所の位置につきましては、新設合併については新たに定める場合が多いということでございます。編入合併につきましては、一般的に編入する市町村の事務所の位置となることが多くなっております。

次に、市町村の長はと申しますと、新設合併では市町村長はすべて失職することとなりますが、編入合併では編入される市町村長はすべて失職し、編入する市町村長は在任することとなります。

次に、助役・収入役等の特別職ですが、市町村長と同様に、新設合併では特別職は全員失職することとなりますが、編入合併では編入される市町村の特別職は全員失職し、編入する市町村の特別職は在任することとなります。

一般職の職員ですが、合併特例法の規定により、新設合併、編入合併ともに引き続き合併市町村の職員として身分を保障しなければならないこととなっております。

3ページをお開き願います。

次に、議会議員ですが、新設合併では、原則として議員は全員失職し、合併市町村の法定定数による新たな議員の設置選挙をしなければなりません。合併特例法では定数特例と在任特例の規定があり、いずれかを選ぶことができることとなっております。編入合併では、原則として編入される市町村の議員は全員失職し、編入する市町村の議員は在任することとなりますが、定数特例と在任特例を組み合わせ適用することも可能でございます。

定数特例の内容はと申しますと、新設合併は、合併時に設置選挙を行い、法定定数の2倍まで議員の数をふやすことができます。編入合併は、編入する市町村の議員の任期相当期間を、人口に応じて定数をふやし、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができます。

在任特例はと申しますと、新設合併は、合併関係市町村の議員は全員、2年以内に限りそのまゝ在任することが可能です。編入合併は、編入される議員は編入する側の議員の残任相当期間に限り、そのまま在任することが可能となっております。

次に、農業委員会の委員ですが、合併関係市町村に一つの委員会を置くこととする場合に、新設合併では原則として委員は全員失職することとなります。編入合併では、原則として編入される市町村の委員は全員失職し、編入する市町村の委員は在任することとなります。なお、新設合併、編入合併ともに、選挙による委員については、在任特例の適用が可能となっております。

次に、条例・規則ですが、新設合併では条例・規則は失効し、合併市町村において新たに定める必要がありますが、編入合併では編入される市町村の条例・規則は失効し、編入する市町村の条例・規則が適用されることとなります。

以上が新設合併と編入合併の主な事項の相違点ですが、どちらの合併方式を選択するかによって調整内容の文案が変わります。4ページをお開き願います。

新設合併と編入合併の調整内容の文案を例示させていただきました。新設合併の場合は、「瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町及び久遠郡大成町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする」となります。

編入合併の場合は、「〇〇郡〇〇町、〇〇郡〇〇町を廃し、その区域を〇〇郡〇〇町に編入する編入合併とする」という文案になります。なお、5ページ、6ページには先進事例を掲載しておりますので、ご協議の参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま事務局の方から、合併の方式、つまり新設合併、そしてまた編入合併の例を皆さん方にご説明をしたわけでございます。

これから、合併の方式について協議に入りたいと存じます。どなたからでも結構でございます。ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(成田委員)

ただいまの説明の中で、私としては新設合併が理想的だなと感じております。

(内田会長)

今、成田委員さんの方から、新設合併がよろしいというようなご意見でございます。

どうぞ、笠原さん。

(笠原委員)

私も成田委員の方に同意をするものであります。

(内田会長)

今、お二人の方から新設合併というご意見がございました。これに対してご異議ございませんか。

(佐々木委員)

一応この任意協での調整を原案にということで、先ほどありました。それで、平田町長、平田委員といえいいのかちょっとわかりませんが、そこに至るに当たって、紙に書けばこう簡単になってしまったけれども、相当な議論があったのだというお話しされました。それで、実はその部分を知りたい、私の気持ちは、これからすべてを議論するに当たって、いわゆる任意協でどういう協議をされたのか、結果は紙の上でわかりますけれども、肌でやっぱり感じたいという部分もありますし、その点を報告してもらえないのかなという気がしております。

(内田会長)

どうぞ。

(平田副会長)

一つ一つの問題では別な問題としても、私はいろいろ議論あるという中で、ではそれほど議論のないものやはりあるわけですし、むしろその経過を一つ一つ調整内容の経過なり、どうしてこうなったかというのが、私の方から言うべきことなのか、大成の町長が前任意協の会長ですから、会長の委員が言うべきか、あるいは事務局から詳しく話すべきか、その辺ちょっとわかりませんが、その辺それこそ調整してもらえれば……。

(内田会長)

これは、私らも3町の中でいろいろ協議をしました。それで、やはり一番いいのは、編入というのはこれは抵抗あるのではなかろうかと。したがって、今ご意見が出たように、これはいかなることがあっても、やっぱり新町の場合は対等合併でやるべきではないかというような、そういう意見があったということは、私はそう思っていますけれども、当時の会長でございますから、花田前会長の方からひとつ。

(花田副会長)

やはりお鉢が回ってきたようでございますが、任意の方のまとめ役でございましたので説明をいたしますが、当初は2本立てでありました。新設合併あるいは編入、これは実は今金町さんも入ったところで、その先、先の見えてこないうちは新設合併も編入合併もあり得るだろうという、こういう両方で走っておりまして、でもやはりこれからのそれぞれ、4町なり3町の町民の皆さん方の意識というのでしょうか、そういうことを考えて、やはり対等合併、新設合併は対等合併でございますから、中心部だけがよくなって周りの方がちょっと影が薄くなるということだけは、過去の50年前の合併をお互いに経験していることですから、二の轍を踏まないためにも対等合併、やはり新設合併ということに最終的にそういうことの方を考えた方がよいかと、こういういきさつがあったということでご理解いただければと思います。

(内田会長)

今、前会長さんの方からお話がありました、そのとおりでございます。したがって、対等合併についての異議はなかったということをご報告申し上げます。

佐々木委員、どうですか。よろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい、どうぞ。

(酒井委員)

今の編入が対等かという話だと思いますけれども、これについては先ほど事務局の方からご説明ありましたように、編入と対等の場合、非常に差が歴然としているのです。そういった意味では編入される立場の方というのはやはり非常に不利益をこうむるような、そういう中身になっています。そういった点から考えますと、それぞれの思いを大事にしたときにやはり、対等というのが理想かなという、そんな感じで私どもとしては受けとめますので、対等についてはよろしいのかなという判断であります。

(内田会長)

ほかにございませんか。

今までそれぞれ委員の皆さん方からいただいたご意見の中で、いわゆる新設合併というご意見が多いようでございます。したがって、調整の内容について、そのような方向でまとめていきたいと存じておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整の内容についての文言でございますが、説明資料4ページの例示による「瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町及び久遠郡大成町を廃し、その地域をもって新しい町を設置する、新設合併する」ということでよろしいですか、再度お諮りいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい、委員全員の方々が異議がないようでございますので、このように調整内容を決定をいたし

ます。

協議第 2 号 合併の期日について

(内田会長)

続きまして日程第 4、協議第 2 号 合併の期日についてを議題といたします。
職員に議案の朗読と協議項目、合併の方式に関する資料の説明をいただきます。
事務局、どうぞ。

(成田事務局次長)

協議第 2 号 合併の期日について(協定項目 2)。合併の期日について次のとおり提案する。
平成16年 4 月23日提出。檜山北部 3 町合併協議会会長、内田東一。

それでは協議第 2 号、合併の期日についてご説明をさせていただきます。お手元に配付しております協定項目に関する説明資料の 7 ページをお開き願いたいと思います。

合併の期日を検討する上での留意事項といたしまして、まず一つ目としまして、現行の合併特例法は17年 3 月31日までに合併した市町村は、同法に基づく財政支援が受けられることとなります。なお、全国的に合併協議が進まない現状から、国は現行の合併特例法の一部改正による合併期限の延長や合併特例法の新法を現在、審議している段階であります。期日の決定ポイントとしまして、合併特例法の財政支援を考慮しながら、住民との意見交換、合意形成に要する時間、住民生活への影響、合併に伴い予定される事務事業・公的事業等の関係、協議会の進捗状況、合併関係町の町長・議会議員の任期、合併時の事務処理、事務引き継ぎが円滑に行えるかなどを総合的に勘案して期日を決定することが望ましいとされております。特に窓口サービスに混乱が生じないように、電算システムなどが無理なく本稼働できる日が望ましいとされております。

中段に先進事例を掲載しておりますが、ごらんいただくとおわかりのとおり、合併の期日は必ずしも特定期日に限られてはおりません。各団体それぞれの実情により期日が定められていることがうかがえます。なお、右欄の参考における「1. 施行期日状況」は、先進事例を合併期日別で新設、編入に区分して集計したものでございます。18件中14件が月の 1 日を合併期日としている例が多いことがうかがえます。

次に、9 ページをお開き願います。

現行の合併特例法は17年 3 月31日までに合併した場合に、財政支援など合併に係るさまざまな支援を行うこととなっておりますが、この法律が改正される予定となっておりますので、その内容についてご説明をいたします。

経過措置をごらんください。「平成17年 3 月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年 3 月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法を適用する」とされております。この経過措置が適用されることとなりますと、従来平成17年 3 月末までに合併しなければならなかったものが、平成17年 3 月末までに都道府県知事に合併を申請した場合には、平成18年 3 月末までに合併した市町村は現行の特例法の財政支援やその他の支援制度をすべ

て受けることができます。

なお、17年4月以降に都道府県知事に合併申請をした場合につきましては、新たな法律、新法の適用を受けることとなりますが、この場合は、地方交付税の不均一課税や議員の在任特例は現行どおり措置されますが、地方交付税の合併算定替えは5年間しか適用となりません。なお、合併算定替えといいますのは、一つの市町村として交付税を算定した額と従来の市町村ごとに交付税を算定した額のいずれか多い方の交付税額を保障するというものでございます。

さらに、新法では、合併特例債による財政支援や、人口3万での市となる要件は廃止されることとなっております。また、17年4月以降に合併していない市町村に対して、都道府県が合併構想を策定し、合併あっせんを行う権限も付与されることとなるということでございます。

次に、10ページをお開き願います。合併協定書の調印から合併期日までに法的な手続に要した期間の事例を掲載させていただきました。資料を見ておわかりのとおりでございますけれども、期間の短いところで約2カ月半、長いところで約1年10カ月となっておりますが、国の告示までの期間を見ますと、例えば東香川市では約5.7カ月、逆に加美町では約2カ月ということで、非常にばらつきがあるということでございます。

11ページをお開き願います。こちらは合併先進地の熊本県あさぎり町の合併移行日の、移行日というのは合併をスタートさせる日についての内容を掲載させていただきました。こちらの方はご協議の参考にさせていただければと思います。

次に、12ページをお開き願います。合併協定書に記載される文案を例示させていただきました。「合併の期日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする」という文案となります。合併の期日決定の参考として、3町の町長、議会議員、農業委員会委員の任期について掲載させていただきましたので、ご協議の参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

説明が終わりました。これは冒頭に説明がありましたけれども、合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに生かすために、法適用期限である平成17年3月末の合併を目指す。ただし、今後の法改正等による適用期限の延長がある場合は、その期限内に合併を目指すということで先ほど説明がされたわけでございますけれども、ただいまの説明に対してそれぞれ皆さん方の期日について協議に入りたいと思っておりますが、委員の皆さん方からこの件についてご意見があれば伺いたいと思っております。

(笠原委員)

ここのきょうの説明ですと、法律改正によっては18年の3月31日までに合併でもいいのではないのかなということを説明されております。こちらの方のこの文面ですと、17年の3月31日までということなのですけれども、今後の法律改正によってはという注釈がついていますけれども、その中で、ここにこの資料の中では、17年の8月31日に合併の、これはあくまでの予定とされていますけ

れども、この予定とされた理由を伺いたいと思います。

(内田会長)

これはつまり最低、いわゆる合併3月ですから、それに対して約6カ月ぐらいはかかるだろうということです。3月31日までを目標にしますけれども、結局それは合併新町の誕生までには恐らく期間が要るだろうと。6カ月ぐらいはかかるのではなからうかというようなことから、それを見込んでいわゆる8月31日、9月の新町の誕生ということを見込んで、8月31日までというふうに、そういうことですね。ちょっと説明してください。

(成田事務局次長)

事務局より若干、合併スケジュールについてご説明させていただきます。

実は、現行の特例法はあくまでも、17年3月までに合併した市町村に対して適用になります。17年3月といいますと、もう既に16年の4月ということは、もう12カ月ない中で新しい新町をスタートさせなければならないということになります。その間においては、当然協議会の委員さん方の皆さんの合意形成がされて、合併協定書ができ上がったり、その後に議会の議決を経たりと、さまざまな法的な手続もございます。それをすべて賄うとなれば、今の現行の段階では17年3月の新町スタートというのはちょっと無理がございます。それで、任意協議会の中で考えられたのは、17年3月までは何とか協定書をつくって北海道知事に申請をしましょうと。そうしたら、あと1年間の猶予の中で新しい新町をスタートすることができるのではないかとということなのです。ただし、例えば17年3月ぎりぎりに北海道知事に対しまして合併申請書をしたとしても、新しい町をスタートさせるためには、細かい事務作業がございます。それをやるとなると、最低限6カ月は必要ではないのかということがございますので、17年の3月から例えばずっと追っていきますと、早くても9月あたりの新町のスタートになるのではないかと。ただし、この17年3月というのは、合併特例法の最終期限でございますので、やはり協議会の目標とすれば、12月に前倒しをして、何とかそこで合併特例法の適用を受けられるような協議をしていただきたいということで、スケジュールは組ませていただいたところなのです。

ということでございますので、考え方とすれば、新町がスタートできるのは、あくまでも17年の9月から18年の3月、この半年くらいしか、新町をスタートすることが可能かなという、それより前というのは相当厳しいのではないかなということでございます。

(内田会長)

はい、どうぞ。

(笠原委員)

今のようなスケジュールであるということ、まずは理解しておきます。

私はこれは全くうがんだことを伺うつもりでありますけれども、この計画書とこの参考として任

期という中でもって、今、大成町町長の任期がここにあります。この関連は本当になかったですか。このことを伺います。

(内田会長)

ということは、つまり大成の町長の任期が9月だから、それに関係ないのかという、そういうご質問ですね。これは全くそういうことはございません。今事務局から説明があったように、特例を生かすためには17年の3月31日までに、議会の議決を経てそれを進めていかなければならない。それから新町の誕生日までには恐らくすぐはできないわけですから、今言ったように、6カ月ぐらいは最低かかるだろうと。それを見たときに、たまたまそういうふうになったわけでございまして、これも今言ったように、あくまでもスケジュールですから、これが果たして9月に誕生できるかどうか、当然これはさっき言ったように、特例債を生かすためには、3月31日というのはこれは絶対曲げられませんが、その間については、果たして計画どおりいくかどうかというのは、これはまだ微妙な面があるわけです。したがって、これは大成の町長の選挙に合わせてこういうことを計画したということではございませんので、その点ひとつ間違いないようにご理解いただきたいと思います。

(笠原委員)

それでは、もう一点伺っておきます。

この合併特例法によりまして、財政支援があるというふうなことなのですけれども、これは例えばこの17年の8月中とか9月前に合併したのと、18年3月に合併したのとでは、特例法による財政支援というのは変わるものなのですか。

(道高事務局長)

これは変わりません。あくまでも、今の法律では合併した年度から15年という、これは特例法という財政支援の法律になっておりますから、それは変わりません。

(内田会長)

真柄委員。

(真柄委員)

この問題は今ちょっと事務局の方から。私もこの下の方のただし書きの方でちょっと気になってはいたのですが、最終的に今事務局の提案を聞きますと、合併ではなくて、17年3月末までに合併議決をするかしないかということの話が、まず一つここで議論しなければならないのではないかと私は思うのです。そして、その議決の後で、そうしたらその後、18年3月31までの間のいつまでの時期に持っていくのかという二つの形でいくことに、結果的に今の答弁からいくと。もう時間的に余裕がないということ、暗黙のうちに事務局としては、無理ですと、当然時間的に無理だとい

うこと。それから、先ほどのいろんな中で、コンピューターのそんなことから何からといたら、またもっと時間がかかるかもわかりませんが、どっちにしてもまず、この法定協の中できちっと平成17年3月末までに各議会を含めて議決しますよということを、これは確認が必要ではないかなと私は思うのですけれども、いかがですか。

(内田会長)

そうなのです。なぜ合併を急ぐのかということになると、さっき委員も言ったとおりに、いわゆる我々はどうせ同じ合併するなら、当然これは財政支援策というのをこれはやっぱり受けた方がいい、有利だという形の中で、それはさっきから説明するように、その期限というのは17年の3月31日までだということですので、どうしてもそれ以降おくても財政支援措置ができるというのならそれはいいのですけれども、3月31日までに決めないと支援措置は受けられないわけですから。それで支援措置は、当然それまでには、3月31日までには、各町の議会の議決を経て道の方にも申請する。そうした中で支援措置を受けるということですので、当然これは17年、来年の3月31日までに各町で決めていただかなければならないというふうに思います。

(真柄委員)

それではその点を、まずこの法定協の中で私は確認していただきたいと思うのです。それと、その後、今言うところのこの合併の大前提の名目というのは、あくまでも財政的ないろんな意味での苦しさ、そういうのも含めた中で新町を目指すということですから、これはそういう議決の後にはできるだけ速やかにやはり町民の負託にこたえるように合併は、粛々と進めていくべきだと思います。その時期がいつかというのは私今ちょっとわかりませんが、いずれにしても、まずここで議決をして確認をとっていただかないと、私は話は進まないような気がしますので。

(内田会長)

きょうは2回目ですから、なかなかここでそのというのはまだ無理だと思うのです。大変だと。それで、私はこういうふうに考えているのです。今、各委員の皆さんからいろいろのご意見が出されました。段階的に今後協議会のスケジュールに上がって、先ほどから話がありました新町の建設計画の策定というものを、これはやっぱり先ほどからご案内のように急いでやらなければならないと。そんなことから、きちんと合併のスケジュールというのをこれからはっきりと決めて、そしてそんな中で、一つは慎重に期日を進めてまいりたいと。したがって、今後この問題については、今ここではっきりというのはこれはなかなか大変でしょうから、いわゆる継続協議ということさせていただきまして、それはさっき言ったように、これは絶対3月31日までに合併の方針を決めなければならないということは、これは前提として、それぞれやはりこの問題についても、今言ったような新町の計画もございまして、そういうものもきちっと合わせた中で、そうしたことが決まるとおのずと合意が得られるのではないかなというような、そういう気がいたしますので、そのあたりで、どうでしょうか。

(大野委員)

要するに各町の議会の議決を経て道知事へ3月31日までに申請すれば特例は受けられるのだよということですから、これは真柄さん言ったとおりに、これを遂行してほしいと私は思います。

それともう一点、ちょっとスタート時点ですね。これは我が町も町長選挙があるのですよね。これはあくまでも我が町のことですから、今ここでスタート時点をいつにするかということとはちょっと後日にしてほしいなど。皆さんちょっと迷惑するかもわからないけれども。まずこの3月31日で特例を受けられるのだから、その中で申請をして合併のあれをしたいと私は思います。そういうことで決議してほしいと思います、その点は。

(平田副会長)

合併の期日から、仮に特例法でやるとすれば当然18年の3月31日までに、その辺にしなければいけないわけですから、では合併の期日から新しい新町までのスタートする年度の問題を考えていくと、先ほど事務局では6カ月ぐらい必要ですよ。その中に考えられることは、新しい町長も決めなければいけないし、特別職も決めなければいけないし、それまでの会計年度の決算もしなければいけないし、新年度の政策なりあるいは予算編成もしていく。新町の計画に基づいたものをつくっていくとすれば、私はやっぱり6カ月ぐらいその期間が必要ではないのかと。確かに18年の3月いっぱいまで合併すれば特例法が該当になるからといったって、そこから選挙をやって、あるいは新しい予算を組むというのは、現実の問題として不可能だというふうに。暫定的な予算を組んでいけばそれでいいのかもしれませんが、できれば新町計画に基づいたきちんとした予算でスタートすべきことではないのか。当然、18年の4月1日から新しい大成の中でやはりスタートしていくというのが正しいのではないかと。そう思うと、やっぱり6カ月ぐらいの期間が必要だとすれば、やはり秋くらいには、大成の町長の任期の問題もあるけれども、そういうことだって全く無視してやるわけにはいかないと。私はやっぱり勘案してやっていくべきことが現実の問題というふうに思いますので、そういうところをにらみながら計算していくと、先ほどちょっと話あった9月という時期も、一つの私は期日ではないのかと、そんな気はいたしております。

(内田会長)

今、平田副会長さんの方から、経過についてそういうお話がありました。それでいかがでしょうか。これらについて、私は先ほどこれは今ここで議決というのもこれは結構ですけども、なかなか皆さん方のそんなに簡単にご理解いただけない、いろいろ各町の計画といたしますが、そういうものもありますので、そういうことでこれを継続にさせていただいて、それで慎重にやっぱりこれを取り進めていった方がいいのではないかとというような気がしますが、その点でいかがでしょうか。

中島委員。

(中島委員)

今、平田副会長さんが言われたように、17年の3月までは書類上出さなければならないのですね。それはそのとおりでいいと思うのです。その後については、一番短いので6カ月ということですから、事務いろんなことからして。その6カ月の中でやることをまずそこで目安にして、そしてそれから少し延びても10月秋ごろまでには、平田副会長さんと同じような意見がもしもありませんけれども、そういう形でここを継続審議することも結構ですが、それを目標にしてこれから進んでいただきたいと、そういうふうに思います。

(内田会長)

今、中島委員の方から、やはり目標というのは立ててやるべきでないかと。したがって、先ほどから話がありますように、3月についてはこれはもう当然ですけれども、17年の9月というような形の中で、そうした一つの目標としてそれを進めていくべきだという、そういうご意見でございますけれども、いかがでしょうか、それらについて。この際ですから、ひとつご意見を。

濱口委員、どうぞ。

(濱口委員)

合併に向かうのであれば、特例を使わない手はないと思うのです。ですから、17年の3月31日までに各町の議決をいただきながら合併申請を出すという。その後の経過については、事務的な流れですから、6カ月かかるのか7カ月かかるのかは、それは合併期日は別にしても、あくまでも議決を各町いただきながら合併申請を出すというのは3月31日までに、財政支援の措置が受けられる期日に設定すべきであって、これの件については継続にする必要がないのではないかなと。今皆さんでお決めいただいて結構だと思います。

(内田会長)

つまり今言っているのは、ただ今9月というあれが出ましたね。当然これは、来年の3月31日までは当然これは今濱口委員がおっしゃったように、それぞれの各町の中の議決をして、その方針をきちっと決めなければならない。ただ今言ったように6カ月、その後の合併までに6カ月かかるということで、果たしてその9月という案が出たのですけれども、それについては今やっぱり9月になるのか10月になるのか、あるいは11月になるのかということは、これからの各町、新町の計画等もありますので、当然これはさっき言ったように来年の予算の関係しますので、そうした面では、あくまでもそれは目標としてやるけれども、その期日については、例えば今言ったように9月で本当にやるのか、あるいは延びていくのかということ踏まえた中でひとつ余裕を持って協議をしたかどうかということで、私の方からそういう提案をしたのですけれども。

それはもう9月なら9月でもいいのです。皆さん方が、いや、絶対9月にあれだということであれば、そういうことでも結構ですけれども。ただ、果たして3月はいいのだけれども、さっきも言ったように、6カ月で本当にできるのか7カ月かかる、8カ月かかる、これはまた未定でございます。その点は.....

(中山委員)

同じような意見になると思いますけれども、やはり3月をめどにしていると、6カ月かかるということで9月ですわね。それと、やっぱりこの地域の気候の事情からいって、やはり11月、12月にこういうものかなと。できるのであれば、やはり年度末でなくて、やはり1カ月くらいおくれてもいいですけれども、やっぱりそういう気候的なことも考えて私はやった方がいいのではないかという感じがいたします。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。

(休憩)

(午後2時55分)

(再開)

(午後3時05分)

(内田会長)

それでは、協議を再開いたします。

先ほどから、期日についてそれぞれ皆さん方のご意見が出ております。それで今、ちょっと私として取りまとめをいたしましたので、これを皆さん方にお諮りをし、もし同意を得られれば今後このようにして取り進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

まず、合併特例法に基づく財政支援を受けるためには、先ほどから説明しているとおり、平成17年の3月31日までに合併の申請を行うこととするということを、まず、ご確認をいただきたいと思います。したがって、合併の期日につきまして、先ほどから話がありましたように、平成17年の9月1日を目指すこととして、今後の法定協議会の皆さん方の会議の進捗状況を勘案し、今後協議をしてまいりたいというふうに、そういうことでいかがなものかということで皆さん方にお諮りしたいのですが、いかがでしょうか。佐々木委員、いかがですか、その点で。

(「保留」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

そうですね。ほかには、よろしいでしょうか。

今、佐々木さんの方から保留という意見がありました。

(「私も佐々木さんと同じです」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

同じですか。

でも、これからの協議については今ここで、今言ったように決めるということではなくして、それぞれのこれからの進捗状況を見ながら協議を重ねてまいるということですから。保留でなく、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

それでは、今の合併の期日については、今後そのように取り進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

協議第3号 新町の名称について

(内田会長)

それでは、日程第5でございます。協議第3号、新町の名称についてを議題といたします。

職員に議案の朗読と協議項目、合併の方式に関する資料の説明をいたさせます。

どうぞ。

(成田事務局次長)

協議第3号 新町の名称について(協定項目3)。新町の名称について、次のとおり提案する。

平成16年4月23日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第3号、新町の名称について事務局より説明をさせていただきます。

お手元に配付しております協議項目に関する説明資料の13ページをお開き願います。

新町の名称決定に当たっては、住民の意向、歴史的地理的背景、3町の首長や議会の意向などを踏まえ、総合的に決定する必要があります。新設合併ではすべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、協議により新町の名称を定める必要があります。この場合、旧市町村のいずれかの名称を使用することもできます。編入合併では編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが多いようですが、編入する市町村の名称を変更することも可能となっております。

名称の定め方としまして、名称の意味するところが余りにも不当なものですとか、読み方のわからないもの、近隣の市町村の名称と類似しているため、郵便物の配達等に混乱を生じる名称は用いない方がよろしいかと思えます。また、○のような記号や読み方のわからないものは不相当とされています。

名称は、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったようでございますけれども、最近はその地域の歴史、文化や地理的特性、名前の知名度、定着度、住民公募の結果などから住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択する事例が多くなっております。

15ページをお開き願います。名称決定の先進事例でございます。

あきる野市につきましては、市長、それと町長の協議によって最終的には決定をしております。

西東京市につきましては、公募を行いまして、5点まで絞り込みを行っております。最終的には住民意識調査により最も投票数の多い名称に決定をしております。

篠山市につきましては、町長会において定着度、歴史、知名度、住民公募の結果を勘案して決定をしております。

あさぎり町は、公募を行い、5点まで絞り込みを行いました。最終的に協議会において決定をしているところでございます。

加美町は、公募を行い、3回にわたる選考を経て5点までの絞り込みを行っております。協議会委員による投票により最終的には決定をしております。

さぬき市につきましては、住民アンケートの結果や、協議会で意見として確認された各町の10の名称案による協議により決定をしているところでございます。

なお、16ページから18ページまでにつきましては、それぞれ名称に関する公募の方法の事例、それと新設合併で合併関係町の名称を採用した事例、新設合併で新しい名称を採用した事例を掲載させていただきましたので、ご協議の参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

ただいま事務局から、新町の名称についての各参考資料をもとにしながら、いろいろ今説明が終わりました。そこで、これから委員の皆さん方に新町の名称についての協議に入りたいと思いますので、どなたからでも結構でございますので、ご発言をいただきたいと思います。

大野委員。

(大野委員)

私は我が町、例えば久遠郡大成町とあるのですが、皆さんに思い思いのやはり、自分の町が、我が町が、ということがあると思うのです。それと、3町がこれから一丸となって新町をつかって、その中でいろいろなことをやっていきたいということですから、住民の一体感を考えるならば、私は公募の方にした方がいいのではないかと。その中で、先ほど事務局の方から、数が多いからそれだという意見もございますけれども、例えば小委員会をつくっていただいて、その中でよい方といったらいいか、そぐうする名称を使ってはいかがなものかと。公募の方に何とかしてほしいなと私は思います。

(内田会長)

今、大野委員の方から、新町の名称については公募がいいのではないかというようなご意見がございましたけれども、ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ、濱口委員。

(濱口委員)

今、大野さんの方から公募も含めると、ご意見ございましたけれども、私、各3町、人口がばらつきある中で、公募が果たして平均的な、常識的な意見が出てくるのかなと言えば、ちょっとその

ように思われたい節もあるのです。それで、後段言われましたように、小委員会を設置していただいて、その中でもんでいただきながら、その方向性で最終的にこの席で決定するという方式をお願いしたいと思います。

(内田会長)

委員の言われることというのは、いわゆる小委員会を設置し、その中で協議をしてもらって、それで公募にするのか、あるいはまたどこかの名前が出るのか、という方法をとっていただきたいというようなことですね。今、大野委員の方からは、公募をと。濱口委員の方からは、小委員会を設置し、その中で検討してもらったらどうかという、二つのご意見がありましたけれども、そのほか。

(大野委員)

私の意見は、公募を実行して小委員会にかけて、その上で本協議会にかけてほしいということです。手順は。

(内田会長)

佐々木委員。

(佐々木委員)

まず、前提は小委員会をつくりまして、そしてその中で検討して、当然、公募の問題も出てくるかもしれません。ですからいずれにしても、小委員会をつくって検討するということ。仮に公募ということも出てくると思います。しかし、公募ということになりますと、つまり、これからのまちづくりのイメージが示されないと、公募もできないと思うのです。ですから、そういう点では新町の建設計画というのはすごく大事になってきますので、急ぐ必要があると思うのです。ですから、基本的には濱口委員の考えと同様であります。

(内田会長)

はい、柳田委員。

(柳田委員)

今の2人の考えと同じです。まず、小委員会をつくるということが大事であろうと。その中で公募するのか、また小委員会の中で一致した意見、また大勢を占める意見があったとしたら、その町名を協議会にかけていただくという方法もあるだろうし、いずれにしても小委員会というのが先になるだろうという気がします。

(内田会長)

再度確認しますけれども、大野委員の言われることは、まず公募をして、それをいわゆる小委員

会で検討すべきだという、そういうご意見で、ほかの3人の方々は小委員会をまずつくって、その中でどうするのか決めるべきだというご意見なのですけれども、大野委員の言うのは公募をまずして、それを小委員会で選ぶべきだというご意見ですね。そういう意見なのですけれども、どうでしょうか。北檜山の委員の方から何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(真柄委員)

任意協の方から提案されている、これがやはり原則で、ここから進めていって構わないのではないかなという気がします。やはり小委員会というのですか、そこでどの程度の形で議論の内容、ただ、そのほかにもいろんな、法定協の中でも、小委員会だけでなく話しする場もありましようけれども、そこに意見がある程度集約する場をつくるということは、このとおりの第3号の協議調整の内容という形で進めていただければいいのではないかと思いますけれども。

(内田会長)

ほかにご覧いませんか。そうするとつまり、きょう皆さん方に先ほどお知らせしました協議会の調整内容の中に、「新町の名称について」ということで出ております。その中では、「原則として法定協議会に新町名称検討小委員会(仮称)を設けるなどし、公募も含めた新たな町にふさわしい名称を幅広く検討する」という、こういう文言になっておりますけれども。そうすると、これによろしいということですか。どうですか。それとも、公募し、その集まったものについて小委員会で検討したらいいのではないかというのが、大野委員のご意見だったのですけれども、ほかの方については、とにかく新町名称検討小委員会を設置し、その中で今後公募するのか、あるいはまたそれぞれの協議の中で新町の名称というのを決めていくのか、そうすべきだという、そういう方法をとった方がいいのではないかというご意見ですけれども。いかがでしょう、そういうことでよろしいでしょうか。

はい、笠原委員。

(笠原委員)

私は今の任意協でもって出された、その方式で結構だと思います。

(内田会長)

ただいま笠原委員の方から、大体、今まで言われた5人の方々のご意見と同じようなご意見だと思いますけれども、そうしたことでよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(酒井委員)

その文章のとおりだと思います。したがって、この全体会の中では、やはり公募というのが一つ

のターゲットになっていると思うのです。ですから、このことを前提にしながら小委員会でやはりこの公募という項目を取り入れながらやっていただきたい、こういう思いが入っているような気がしますので、その辺で一つ進めていただきたいというふうに思います。

(内田会長)

公募を前提とした？

(酒井委員)

いや、公募を含めた。小委員会を設置するに当たっては

(内田会長)

そうすると、今言った内容の一覧表の中にある、これと同じ考えでいいということですね。

(酒井委員)

はい、そのとおりの中身で、公募というのがせっかく皆さんの方で出ていますから。

(内田会長)

法定協議会に新町名称検討委員会を設けるなどして、公募を含めた新たな新町にふさわしい名称を幅広く検討するというところでよろしいですか。

(酒井委員)

そういうことで進めていただければよろしいと思います。

(内田会長)

よろしいですか、そういうことで。大野さん、それでよろしいですか。

(「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

大野委員さんもそういうことでご理解をいただきましたので、今後、そういうことの中で小委員会を設置をし、その中で公募を含め、そしていろいろの方法の中で一つ検討をしていただくということでご決定をいただけたものと思います。

したがいまして、委員の意見の多くは新町の名称の検討については協議会に新町の名称検討小委員会を設置し、その中で公募も含めた名称選定の基準をつくって、名称候補案を協議会に出して検討するというようなことをございますので、そのように小委員会を設置していく方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

はい、それではそのように取り進めてまいりたいと思います。

それでは、新町名称検討するための小委員会を設置することに決定をいたします。

小委員会の委員の構成ですが、次回の協議会までに、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第3条に基づきまして、会長が協議会の委員のうちから指名をいたします。各町から3名、プラス支庁、地域政策部長の10名で構成をいたしたいと考えております。そのようにこれから取り進めてまいりたいと思います。

閉 会

(内田会長)

それで、本日は2回目でございますので、余り2回目から議論を重ねてまいりますと、皆さん方も大変お疲れだと思いますので、以上をもって本日の協議会を閉会いたしたいと思います。

大変どうも、皆さん方には真剣なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。私も冒頭申し上げましたとおり、いろいろご意見が出ましたけれども、最終的にはやはり皆さん方のご理解をいただいて一本にまとまったということで、私も会長としてまだ日が浅いものですから、どうなるかということできょうも本当に心配したわけでございますけれども、どうか皆さん方のご協力をいただきまして、本日の会議を終了することができましたことを改めてお礼を申し上げますとともに、今後また、より一層の皆さま方のご協力をお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。

(事務局)

事務局の方からお知らせをしたいと思います。

まず次回、第3回の協議会の開催期日でございますが、5月14日、第2金曜日でございます。この14日の日を予定しておりますので、午後1時半ということで、今度は大成町の町民センターが会場でございます。後でまたご通知を申し上げますが、5月14日ということでひとつ押さえていただきたいと思います。

あと、「協議会だより」でございますけれども、創刊号が来週中には各家庭に各町から配布いたしまして、発行されるということで、26日の日に各町の役場に届くようになっております。それで、今月中に配布ということになる予定でございます。

以上でございます。

(午後3時23分)